

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和2年度第3四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	庁内情報利用端末等借入（長期借入契約）	事務用品賃貸	富士通リース(株)	3,549,480	令和2年10月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G28
2	特殊レジューサーほか1点（平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績(株)	1,397,000	令和2年11月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	エレメントパイプ1ほか1点（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング(株)	1,089,000	令和2年11月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	可動火格子ほか4点（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング(株)	12,339,800	令和2年11月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	ボイラー用肉盛溶接管1ほか38点（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング(株)	51,008,100	令和2年11月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	巻上ブレーキ（平野工場）買入	産業用機器	富士ホイスト工業(株)	1,430,000	令和2年11月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	中間火格子ブロックほか1点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	9,398,400	令和2年12月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	チェーン1ほか1点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	1,948,320	令和2年12月21日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	スリップリングほか3点（西淀工場）買入	産業用機器	(株)日立プラントメカニクス	1,133,000	令和2年12月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	吊下金具ほか1点（平野工場）買入	産業用機器	(株)福島製作所	2,200,000	令和2年12月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

庁内情報利用端末等借入（長期借入契約）

2 契約の相手方

富士通リース株式会社

3 契約期間

令和3年3月1日から令和4年2月28日（12ヵ月）

4 随意契約理由

本組合は庁内情報ネットワーク利用環境で使用する Windows8.1 仕様の情報端末の長期借入契約を平成 28 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの期間で富士通リース株式会社と行っている。一方、本組合のネットワークシステムの更新スケジュールは令和 4 年 1 月末予定となっており、この際に Windows10 仕様へと移行することとしている。システム側が Windows8.1 仕様のまま Windows10 仕様の情報端末を使用した際、セキュリティレベルの低下が懸念されるため、情報端末の長期借入契約が切れるものの、システム更新される令和 4 年 2 月まで Windows8.1 仕様の情報端末を一時的に借入する必要がある。

新規契約にて借入すると、ネットワーク環境との連携等、追加作業が発生するほか、それに伴う万が一のトラブルによる業務への支障などにより経費の増額が想定される。加えて、現在使用している情報端末については 1 年間の契約の延長を行う場合、リース料の減額と保守を含めた稼働の保証がなされている。

以上の理由から、富士通リース株式会社と特名随意契約の締結を行うこととする。

5 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

6 担当部署

大阪広域環境施設組合総務部総務課

（電話番号 06-6630-3185）

随意契約理由書

1 案件名称

特殊レジャーサーホカ1点（平野工場）買入

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入予定の特殊レジャーサーホカ1点は、倉敷紡績（株）製の湿式有害ガス除去装置における吸収液循環ポンプ吐出配管の構成部品である。

本製品は同社のみ取扱いがあり、材質や形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、本製品以外を使用することは不可能である。

（2）業者選定理由

湿式有害ガス除去装置用部品は、倉敷紡績（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 事業担当

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

エレメントパイプ1ほか1点(平野工場)買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するエレメントパイプ1ほか1点は、平野工場ボイラ設備のストロワの主要部品であり、JFEエンジニアリング(株)と汽罐部品製造(株)により設計された特注品である。従って本部品は、形状寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

可動火格子ほか4点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する可動火格子ほか4点は、J F Eエンジニアリング(株) 設計・施工による平野工場焼却設備の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接管1ほか38点(平野工場)買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接管1ほか38点は、JFEエンジニアリング(株)製の平野工場ボイラー設備に使用するものであり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設備条件との関係上、他社においては製作不可能である為、JFEエンジニアリング(株)の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品はJFEエンジニアリング(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1. 案件名称

巻上ブレーキ（平野工場）買入

2. 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場のクレーン設備で使用している、富士ホイスト工業株式会社製じん芥クレーンの専用部品であり、他社ではじん芥クレーンへの取付や性能保証ができる部品の製作が不可能であるため、富士ホイスト工業株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、富士ホイスト工業株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、富士ホイスト工業株式会社と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロックほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する中間火格子ブロックほか1点は、日立造船(株)設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能である。以上のことから日立造船(株)の選定を行った。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

チェーン1ほか1点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回購入するチェーンは、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

スリップリングほか3点（西淀工場）買入

2 契約相手方

株式会社日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するスリップリングほか3点は、じん芥クレーン2号機のケーブルリールに装備して使用するものである。当工場のじん芥クレーン設備は株式会社日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・製作されたものであり本製品の詳細な寸法及び仕様、関連機構との関係は非公開のため他社では知りえず、部品の調達が不可能である。また設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは本設備を設計・製作した株式会社日立プラントメカニクスのみである。したがって、株式会社日立プラントメカニクスの製品指定を行う。

業者選定理由

本製品は、株式会社日立プラントメカニクスが直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、株式会社日立プラントメカニクスと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1. 案件名称

吊下金具ほか1点（平野工場）買入

2. 契約の相手方

株式会社福島製作所

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場で使用している株式会社福島製作所製「じん芥クレーンバケット」の専用部品である。

同製品は株式会社福島製作所が独自に設計・製作しているもので、構成部品の寸法等の詳細仕様については他社では知り得ないため、他社において製作することは不可能である。

よって、株式会社福島製作所の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、株式会社福島製作所と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）